

立川都市計画ごみ処理場の決定（東大和市決定）

都市計画ごみ処理場第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設を次のように決定する。

名称		位置	面積	備考
番 号	ごみ処理場名	東大和市 桜が丘二丁目地内	約0.4ha	処理能力
第2号	小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設			・ペットボトル 6トン/日 ・その他プラスチック製 容器包装 17トン/日 計 23トン/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

東大和市、小平市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）は、昭和40年2月に小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）を設立し、3市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を共同で行っている。3市及び衛生組合が平成26年9月に策定した「3市共同資源化事業基本構想」では、将来にわたり3市の廃棄物の処理を安定的に実施するため、また、焼却施設等の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために必要不可欠な施設として、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の中間処理を行う3市共同資源物処理施設を公設で整備することとしている。これにより、3市の資源化基準の統一が図れ、リサイクル率の向上、焼却施設等の施設規模の縮小・建設費の縮減を見込んでいる。

以上を踏まえ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくため、面積約0.4ヘクタールの区域について、立川都市計画ごみ処理場第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設を決定するものである。